

平成26年度川崎市消費生活モニター委嘱式・研修会報告

- 日時 平成26年4月25日（金） 10時00分～12時00分
会場 川崎市産業振興会館9階第3研修室
参加者 48名（川崎区4、幸区6、中原区7、高津区8、宮前区11、多摩区6、麻生区6）
- 次第 第1部 委嘱状交付式
- 1 開式
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 あいさつ（経済労働局産業政策部長）
 - 4 閉式
- 第2部 研修会
- 1 消費者行政センターの業務について
 - 2 消費生活モニターの業務について
 - 3 講座
テーマ「悪質商法に気をつけようー最近の相談事例からー」
講師：川崎市消費者行政センター相談員
（NPO法人かわさきコンシューマーネット）
 - 4 閉式

内 容

（委嘱状の交付の様子）

<第1部 委嘱状交付式>

モニターの皆さん一人ひとりに経済労働局産業政策部長から委嘱状を手渡しました。

委嘱状交付後、産業政策部長から

「モニターに就任される皆様には、本日はお忙しい中を委嘱式にご出席いただきまして、ありがとうございます。

あらためまして、川崎市経済労働局 産業政策部長の水谷です。

消費は、ご承知のとおり私たちの日常生活と切っても切れないものです。

しかし、最近の消費者を取り巻く環境、商品やサービスの提供内容、取引条件は、まさに多様になり複雑化してきているといえます。

当然、消費トラブルもいろいろなケースがあり、昨年度、川崎市消費者行政センターに寄せられた相談件数は、1年間で約8,400件、相談受付稼働日でならしますと、1日平均約35件です。

今日は、このあと、川崎市の消費者行政センターの業務についてご説明させていただく研修会も控えておりますが、まずは、消費者行政に関心を持っていただき、モニターにご応募いただきましたみなさまに感謝申し上げますとともに、さらに知識を吸収したい、勉強したいというみなさまのご努力に敬意を表します。

川崎の消費者が賢くなるということは、商品やサービスなどに対する川崎市民の目が肥える、



見る目が厳しくなるということにつながり、そのことは、川崎で商品やサービスを提供しようとする事業者に、より質の高いもの、良質なものを提供することを促すことにもつながるのではないかと考えます。

消費者が確かな情報や知識を身につけることが、良質な商品やサービスの提供につながれば、安全・安心な消費生活の向上と、よりよい産業の振興にも結び付き、ひいては川崎の魅力の向上にもつながるのではないかと考えております。

そのために、皆様にはより多くの情報に触れていただき、新たな知識も身に付けていただきながら、皆様の周りの方々にも可能な限り、情報をご提供いただき、そうしたことを踏まえて、市に対してご意見やご要望をいただき、そうしたモニターとしての活動を通じて、わたくしたち行政と一緒に、さらに市長が提唱している「最幸のまちかわさき」に向け、安心して住みやすい街にする取組に参画いただければと思います。



(産業政策部長からのあいさつ)

そんな思いで取り組んでおりますので、1年間という短い期間ではありますが、よろしくお願い申し上げます。」

<第2部 研修会>



(消費者行政センターの業務について説明)

① 消費者行政センターが実施している各種業務及び消費生活モニターに関する業務、年間スケジュール等について、センター職員が「消費生活モニターの手引き」を基に説明を行いました。

② 「悪質商法に気をつけよう ―最近の相談事例から―」というテーマで、消費者行政センターで実際に相談を受けている相談員さんにお話をいただきました。



(最近の相談事例等お話をいただきました)